Energia

第95回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2019年６月26日（水曜日）
午前10時（受付開始　午前８時50分）

場所

広島市中区小町４番33号
当社本店

・株主総会において，粗品のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。
・当日ご出席の場合は，資源節約のため，本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

決議事項

会社提案（第１号議案から第４号議案まで）

第 １ 号議案　剰余金の処分の件
第 ２ 号議案　吸収分割契約承認の件
第 ３ 号議案　定款一部変更の件
第 ４ 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

株主提案（第５号議案から第９号議案まで）

第 ５ 号議案　定款一部変更の件（1）
第 ６ 号議案　定款一部変更の件（2）
第 ７ 号議案　定款一部変更の件（3）
第 ８ 号議案　定款一部変更の件（4）
第 ９ 号議案　定款一部変更の件（5）

目　次

第95回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… 21
計算書類 …… 23
監査報告 …… 25
株主総会参考書類 …… 29

中国電力株式会社
証券コード：9504

（証券コード：9504）
2019年６月５日

株 主 各 位

広島市中区小町４番33号
中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　清 水 希 茂

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚くお礼申しあげます。

さて，第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお，当日ご出席いただけない場合は，**同封の議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができます**ので，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**2019年６月25日（火曜日）午後５時20分までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

また，議決権行使の方法につきましては，後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　2019年６月26日（水曜日）午前10時

２．場　　所　　広島市中区小町４番33号　当社本店

◎　当日は，節電への取り組みとして冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご来場くださいますようお願い申しあげます。

なお，当社役員および係員につきましても，軽装（クールビズ）とさせていただきますので，ご了承くださいますようお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項　2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　吸収分割契約承認の件

第３号議案　定款一部変更の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

＜株主提案（第５号議案から第９号議案まで）＞

第５号議案　定款一部変更の件（１）

第６号議案　定款一部変更の件（２）

第７号議案　定款一部変更の件（３）

第８号議案　定款一部変更の件（４）

第９号議案　定款一部変更の件（５）

上記各号議案の内容等は，29ページ以降の「株主総会参考書類」に記載しております。

以　上

◎　以下の事項につきましては，法令および定款第16条の規定に基づき，当社ホームページに掲載しておりますので，本書には記載しておりません。

①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお，これらの事項につきましては，会計監査人および監査等委員会がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした事業報告，連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類等の記載内容について，株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には，当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

行使期限 **2019年６月25日（火曜日）午後５時20分**



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき，行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使ウェブサイトにアクセスし，行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは，当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

右記ＱＲコードからのアクセスも可能です。

（ＱＲコードは，株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセス等について

パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から，議決権行使ウェブサイトにアクセスし，同封の議決権行使書用紙をご用意のうえ，画面の案内に従い，議案に対する賛否をご入力ください。

▶携帯電話向けサイト画面

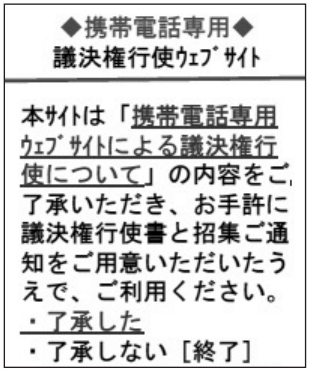

▶パソコン，スマートフォン向けサイト画面

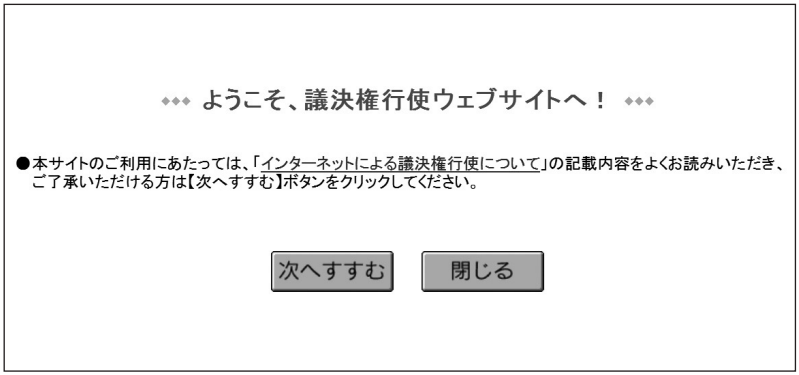

■ 注意事項等について

（1）書面とインターネット等により，二重に議決権を行使された場合は，インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）インターネット等により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は，株主さまのご負担となります。

（4）携帯電話から議決権行使される場合について，セキュリティ確保のため，128bitSSL暗号化通信が可能な機種にのみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル **0120-652-031**（午前９時～午後９時）

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．中国電力グループの現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

2018年度におけるわが国の経済情勢をみますと，海外経済の減速に伴い輸出の伸びが鈍化したものの，個人消費や設備投資が堅調に推移したことから，景気は緩やかに回復しました。当中国地方においては，豪雨の影響による生産活動の一時的な落ち込みなどがあったものの，景気は緩やかに回復しました。

このような中で，当年度の連結収支につきましては，収益面では，販売電力量の減少はありましたが，燃料費調整制度の影響による電気料金収入の増加に加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の交付金と賦課金が増加したことなどから，売上高（営業収益）は１兆3,769億円と前年度に比べ620億円の増収となりました。

費用面では，経営全般にわたる効率化に努めたものの，燃料価格の上昇による原料費の増加に加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金が増加したことなどから，営業費用は１兆3,574億円と前年度に比べ821億円の増加となりました。

この結果，営業利益は195億円と前年度に比べ200億円の減益となりました。これに支払利息などの営業外損益を加えた経常利益は126億円と前年度に比べ180億円の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は，渇水準備金を取崩し，原子力発電工事償却準備金を引き当て，豪雨災害の発生などに伴う特別損失および有価証券売却による特別利益を計上し，法人税などを控除した結果，114億円となり，前年度に比べ92億円の減益となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）につきましては，次のとおりとなりました。

〔電気事業〕

当年度の販売電力量は，電力の小売全面自由化に伴う競争進展の影響などから，前年度に比べ4.5％減の529.4億kWhとなりました。この内訳をみますと，電灯は，前年度に比べ5.8％減の174.9億kWhとなりました。また，電力は，前年度に比べ3.8％減の354.6億kWhとなりました。

売上高は，販売電力量の減少はありましたが，燃料費調整制度の影響による電気料金収入の増加に加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の交付金と賦課金が増加したことなどから，１兆2,485億円と前年度に比べ472億円の増収となりました。

営業費用は，経営全般にわたる効率化に努めたものの，燃料価格の上昇による原料費の増加に加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金が増加したことなどから，１兆2,382億円と前年度に比べ686億円の増加となりました。

この結果，営業利益は102億円と前年度に比べ214億円の減益となりました。

○販売電力量

区　　分	2017年度（億kWh）	2018年度（億kWh）（当年度）	前年度比増減率（%）
電灯	185.6	174.9	△ 5.8
電力	368.7	354.6	△ 3.8
合計	554.3	529.4	△ 4.5

（参考）

区　　分	2017年度（億kWh）	2018年度（億kWh）（当年度）	前年度比増減率（%）
融通・他社販売電力量	66.5	80.8	21.5

〔総合エネルギー供給事業〕

売上高は，燃料価格の上昇などにより，燃料販売事業収入が増加したことなどから，739億円と前年度に比べ236億円の増収となりました。

営業費用は，燃料販売事業費用が増加したことなどから，721億円と前年度に比べ240億円の増加となりました。

この結果，営業利益は18億円と前年度に比べ3億円の減益となりました。

〔情報通信事業〕

売上高は，回線数の増加などにより，電気通信関係事業収入が増加したことなどから，418億円と前年度に比べ8億円の増収となりました。

営業費用は，電気通信関係事業費用が増加したことなどから，395億円と前年度に比べ12億円の増加となりました。

この結果，営業利益は23億円と前年度に比べ3億円の減益となりました。

〔その他の事業〕

（環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート ほか）

売上高は，1,226億円と前年度に比べ39億円の増収となりました。

営業費用は，1,165億円と前年度に比べ16億円の増加となりました。

この結果，営業利益は61億円と前年度に比べ22億円の増益となりました。

事業区分	売上高（億円）	営業費用（億円）	営業利益（億円）
電気事業	12,485	12,382	102
総合エネルギー供給事業	739	721	18
情報通信事業	418	395	23
その他の事業	1,226	1,165	61
内部取引消去	△ 1,100	△ 1,090	△ 9
合計	13,769	13,574	195

⑵　対処すべき課題

電力の小売全面自由化から３年が経過し，来年４月までに送配電部門の法的分離への対応が必要になるなど，電気事業はまさに変革期にあります。

当社グループにおいては，業務全般にわたる経営効率化に努めているものの，抜本的な経営基盤の回復・経営の安定化に不可欠な原子力発電所の稼働は依然見通しが立っておらず，競合他社との競争が激化する中，これまで以上に厳しい状況が続いております。

このような中，当社グループとしては，「信頼。創造。成長。」の企業理念のもと，コンプライアンス最優先の業務運営を基本としながら，中国電力グループ経営ビジョンの実現に向けて，以下の諸課題に取り組んでまいります。

【電力の小売全面自由化への対応および新たな収益基盤の確立】

電力の小売全面自由化を受け，中国地域においても大手電力会社を含めた多数の小売事業者が参入する中，当社では，新料金メニュー「ぐっとずっと。プラン」，会員制ＷＥＢサイト「ぐっとずっと。クラブ」を展開し，2019年４月１日時点で，新料金メニューが113万口，ＷＥＢ会員が95万口に到達するなど，多くのお客さまから確かな評価をいただいております。

2019年度からは，当社がお届けするサービスを「ぐっとずっと。Eサービス」と総称するとともに，お客さまのニーズやライフスタイルに合わせたコミュニケーションを実施していくため，新たに「LINE」を活用するなど，それぞれのチャネル特性に合わせたサービスを展開してまいります。

このほかにも，家庭から事業用までエネルギーに関する多様なニーズに対し，付加価値の高いサービスを提供していくことなどで，事業基盤である中国地域のお客さまに引き続き選択していただくことを目指してまいります。

加えて，新たな収益基盤を確立するため，以下のような取り組みを進めております。

中国地域外では，首都圏での電気の販売において様々なサービスを展開することによりさらなる収益拡大を目指していくとともに，その他の地域についても事業拡大を積極的に進めてまいります。また，2017年４月にＪＦＥスチール株式会社と共同で設立した千葉パワー株式会社で計画していた石炭火力発電所開発の検討は中止しましたが，引き続き天然ガス火力発電所開発の事業実現性検討を行っております。

海外では，マレーシア石炭火力発電事業が本年の営業運転開始に向けて概ね計画どおりに進捗しております。また，昨年５月に米国天然ガス火力発電事業，本年３月にインドネシア水力発電事業に出資参画し，加えて本年４月には台湾洋上風力発電事業の株式売買契約を締結しました。引き続き，新たな海外投資案件の発掘・具体化により，収益力強化に取り組んでまいります。

さらに，本年４月に設置した新組織「エネルギア創造ラボ」により，事業環境の変化に対応し，既成概念にとらわれない新たな発想で，既存ビジネスの革新や新ビジネスの創出を推進してまいります。

今後も収益性およびリスクを見極め，時機を逸することなく，当社グループの強みが活かせる成長事業の育成・拡大に取り組んでまいります。

【島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向けた取り組み】

島根原子力発電所においては，新規制基準への適合はもちろんのこと，さらなる安全性を不断に追求し，みなさまに安心していただける原子力発電所を目指してまいります。

具体的には，緊急時対策所や航空機衝突その他のテロ行為による重大事故等に対処するための特定重大事故等対処施設の設置など，設備面の安全対策に取り組んでまいります。また，社員の危機管理に対する意識を高め，緊急時の対応能力を維持・向上させる訓練・教育などを引き続き実施してまいります。

島根２号機については，原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査が進められており，地震・津波関係の審査が概ね終了し，本年２月から設備関係の審査が再開されました。再稼働に向けて着実に前進しているものと受け止めており，今後も総力をあげて対応してまいります。また，島根３号機については，昨年８月に原子力規制委員会へ適合性審査を申請し，同年９月に初回の審査会合が開催されました。

引き続き，地域のみなさまのご理解をいただきながら，早期の再稼働・運転開始に向け，最大限取り組んでまいります。

【徹底した経営効率化の取り組み】

島根原子力発電所の運転停止が長期化している中においても，収支の改善・財務体質の悪化抑制を図り，競争力を強化していくため，引き続き徹底した経営効率化に取り組んでまいります。

具体的には，競争発注の拡大などによる請負・資機材等の調達コストの低減，燃料費の削減に取り組んでおります。また，ＲＰＡを使用した電算機入力業務の自動化やタブレット端末による事業所と作業現場間のリアルタイムな映像情報の共有などのＩＴ技術の活用に加え，既存の概念にとらわれない新しい視点からの「業務リノベーション」に挑戦し，生産性の向上に努めております。今後も事業環境の変化を見据え，恒常的なコストの削減につながるよう，業務の進め方の抜本的な見直しに取り組んでまいります。

（注）ＲＰＡ＝Robotic Process Automationの略。パソコン等の中で動作するソフトウェアロボットを利用して人間の定型作業を代行・自動化する概念。

【安定供給確保に向けた取り組み】

当社グループは，電源の競争力強化を図りつつ，将来にわたり，低廉で高品質な電気を安定的に供給するという当社の変わらぬ使命を果たすため，中長期的な展望に立った設備の形成・信頼度維持な

どに取り組んでまいります。
資源の乏しいわが国においては，特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが必要です。とりわけ，重要なベースロード電源である原子力発電については，温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためにも，一定比率維持していく必要があります。
当社としても，より一層安全性に優れた新規原子力発電所の開発を計画的に進めていくことが重要であると考えております。島根１号機の廃止を考慮すると，島根３号機の早期運転開始はもとより，新規原子力である上関原子力発電所の開発はこれまで以上に重要な経営課題であり，早期に着手できるよう，引き続き取り組んでまいります。
また，経年化が進む既設火力発電所の代替として，最新鋭の発電技術を採用することによりCO_2排出削減にも配慮した三隅発電所２号機について，昨年11月に本体工事を開始しました。周辺環境の保全に万全を期すとともに，地域のみなさまのご理解をいただきながら，営業運転開始に向け，着実に工事を進めてまいります。
さらに，トラブルの未然防止や災害への備えとして，設備の計画的かつ確実な点検・補修，更新工事など将来にわたる電力の安定供給確保に取り組むとともに，業務品質の維持・向上に向け，実践的な訓練や点検作業を通じ，グループの保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。
昨年７月に発生した豪雨災害においては，多数の当社電力設備に被害が発生しました。当社は，これまでに得た教訓を活かし，今後大規模災害が発生した際に迅速・適切な対応を図ることができるよう，情報収集・情報発信体制の構築や自治体等とのさらなる連携など，今後も取り組みを実施してまいります。

【地球温暖化問題への取り組み】
地球温暖化問題については，パリ協定に基づき各国で取り組みを進めているところであり，当社グループにとっても重要な課題です。
当社を含む電気事業者は，電気事業全体のCO_2排出抑制目標を掲げ，低炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。
当社グループとしては，安全確保を大前提とした原子力発電の活用や他事業者との共同出資によるバイオマス発電事業などの再生可能エネルギーの導入拡大，「大崎クールジェンプロジェクト」による高効率石炭火力発電とCO_2分離・回収技術の開発などに努めていくことにより，温室効果ガスの削減に引き続き取り組んでまいります。

送配電部門の法的分離については，本年４月に分割準備会社「中国電力ネットワーク株式会社」を設立し，安定供給や効率性を阻害することなく円滑に移行できるよう，着実に準備を進めているとこ

ろです。このように，経営環境が大きく変化する中においても，当社グループは，引き続き，「地域で選ばれ，地域をこえて成長する企業グループ」を目指して取り組むことで，地域の発展に貢献しつつ，株主のみなさまのご期待に応えることができるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

中国電力グループ経営ビジョン

【2020年代を展望した目指す企業グループ像】

地域で選ばれ、地域をこえて成長する企業グループ

- お客さま満足度ナンバーワンのサービスをご提供します。
- 国内トップレベルの電源競争力を実現します。
- 低廉で高品質な送配電ネットワークサービスをお届けします。
- 国内の他地域や海外における収益基盤を確立します。
- 事業活動を通じて地域の課題解決と発展に貢献します。

【利益・財務の目標】

- 震災前を上回る利益水準（連結経常利益600億円以上/年）を安定的に確保します。
- 健全な事業運営に必要な財務基盤として、まずは震災前の水準（連結自己資本比率25％程度）を確保します。

※2020年代のできるだけ早い時期の実現を目指します。

⑶　設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額（億円）
電気事業	1,709
総合エネルギー供給事業	7
情報通信事業	78
その他の事業	26
内部取引消去等	△ 30
合計	1,791

②工事中の主な設備（2019年３月31日現在）

発電設備

名称	出力（万kW）	備考
（火力）三隅発電所２号機	100.0	石炭，木質バイオマス
（原子力）島根原子力発電所３号機	137.3	

⑷　資金調達の状況

①社債	発行額	1,632億円	償還額	900億円
②借入金	借入額	3,609億円	返済額	3,070億円
③コマーシャル・ペーパー	発行額	2,800億円	償還額	2,900億円

（注）上記①の社債発行額には，米ドル建普通社債3億米ドル（円換算額332億円）を含んでおります。

⑸　財産および損益の状況

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度（当年度）
売上高（億円）	12,315	12,003	13,149	13,769
経常利益（億円）	392	194	307	126
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	271	113	207	114
１株当たり当期純利益（円）	74.83	31.84	60.15	33.25
総資産（億円）	30,709	31,007	31,794	32,616

⑹ 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
総合エネルギー供給事業	燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業
情報通信事業	電気通信事業，情報処理事業
その他の事業	環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート　ほか

⑺ 重要な子会社の状況（2019年３月31日現在）

会社名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	6,000	100.0	電気通信事業，情報処理事業
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.0	燃料販売事業，電気事業，電気・熱エネルギー供給事業，電気給湯機等販売・リース業
中電プラント株式会社	200	100.0	電力設備工事業
株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ	104	100.0	不動産・ビル管理・リース業
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	100	100.0	経理・労務業務等代行業
中電工業株式会社	77	100.0	建築・塗装工事業
株式会社電力サポート中国	65	100.0	電材・配電設備設計業
中電環境テクノス株式会社	50	100.0	発電所諸装置運転・管理業
中国計器工業株式会社	30	100.0	電力量計修理・調整業，電気工事・電気通信工事業
株式会社アドプレックス	30	99.8	印刷・広告業
中電技術コンサルタント株式会社	100	90.0	建設コンサルタント業
テンパール工業株式会社	150	56.0	電気機械器具製造業
中国高圧コンクリート工業株式会社	150	50.1	コンクリート製品製造業，土木・基礎工事業
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力･オーストラリア･リソーシズ社）	百万豪ドル 60	100.0	エネルギー資源の開発・採掘・加工業

（注）１．当社の持株比率は，自己株式を控除して計算しております。
２．2019年４月１日付で中国電力ネットワーク株式会社を設立いたしました。また，同月26日付で当社と中国電力ネットワーク株式会社は，当社が一般送配電事業等に関して有する権利義務を2020年４月１日をもって中国電力ネットワーク株式会社に承継させる吸収分割契約を締結いたしました。
３．株式会社アドプレックスの財務状況の改善および今後の経営計画の実行のため，2018年12月７日付で同社の第三者割当増資を引き受けております。

当社の連結子会社は上記の会社を含め21社，持分法適用会社は16社であります。

⑻ 主要な事業所（2019年３月31日現在）

①当社の主要な事業所

a．本店（広島県広島市）

b．支社 鳥取（鳥取県鳥取市），島根（島根県松江市），岡山（岡山県岡山市），山口（山口県山口市），東京（東京都千代田区）

c．主要な発電所

区　　分	発　電　所　名（所在県名）
水　力 （出力３万kW以上）	俣野川（鳥取県），潮（島根県），新成羽川（岡山県），可部，南原，滝山川（以上広島県）
火　力 （出力20万kW以上）	三隅（島根県），水島，玉島（以上岡山県），大崎（広島県），岩国，柳井，下松，新小野田，下関（以上山口県）
原子力	島根原子力（島根県）
太陽光	福山太陽光（広島県），宇部太陽光（山口県）

②重要な子会社の主要な事業所

会　社　名	本　店　所　在　地
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	広島県広島市
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	
中電プラント株式会社	
株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ	
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
中電工業株式会社	
株式会社電力サポート中国	
中電環境テクノス株式会社	
中国計器工業株式会社	広島県安芸郡府中町
株式会社アドプレックス	広島県広島市
中電技術コンサルタント株式会社	
テンパール工業株式会社	
中国高圧コンクリート工業株式会社	
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. （中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）	オーストラリア

⑼ 従業員の状況（2019年３月31日現在）

事業区分	従業員数（名）	前年度末比増減（名）
電気事業	8,453	92減
総合エネルギー供給事業	246	13増
情報通信事業	962	33増
その他の事業	3,757	21減
合計	13,418	67減

（注）従業員数は，就業人員数を記載しております。

⑽ 主要な借入先（2019年３月31日現在）

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	2,873
株式会社みずほ銀行	1,143
三井住友信託銀行株式会社	1,025
株式会社山口銀行	723
株式会社広島銀行	721

2．当社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　10億株

⑵ **発行済株式の総数**　３億7,105万5,259株

⑶ **株主数**　115,204名

⑷ **大株主**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
山口県	34,005	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,090	6.7
日本生命保険相互会社	14,818	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,347	4.2
中国電力株式投資会	7,364	2.1
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,235	2.1
株式会社広島銀行	5,842	1.7
株式会社山陰合同銀行	5,547	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	5,416	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	4,373	1.3

（注）持株比率は，発行済株式の総数から自己株式26,550,377株を控除して計算しております。

3．当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当，重要な兼職の状況等
苅田　知英	代表取締役会長	一般社団法人中国経済連合会会長
清水　希茂	代表取締役社長執行役員	
渡部　伸夫	代表取締役副社長執行役員	販売事業本部長
小川　司徳	代表取締役副社長執行役員	人材育成担当，調達本部長，原子力強化プロジェクト長
平野　正樹	代表取締役副社長執行役員	電源事業本部長
松村　秀雄	取締役常務執行役員	地域共創本部長，株式会社エネルギア・ビジネスサービス取締役社長，株式会社中電工社外監査役
松岡　秀夫	取締役常務執行役員	送配電カンパニー長，情報通信部門長
岩崎　昭正	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長
芦谷　茂	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，国際事業部門長
重藤　隆文	取締役常務執行役員	コンプライアンス推進部門長，考査部門長，管財部門長
瀧本　夏彦	取締役常務執行役員	経営企画部門長
畝川　寛	取締役監査等委員(常勤)	広島ガス株式会社社外取締役
田村　浩章	社外取締役監査等委員	
内山田　邦夫	社外取締役監査等委員	栄研化学株式会社社外取締役，株式会社神戸製鋼所常務執行役員
野曽原　悦子	社外取締役監査等委員	弁護士

（注）１．当年度中の取締役の異動(2018年６月27日異動)

(1) 第94回定時株主総会において，瀧本夏彦は，取締役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 平野正樹は，代表取締役副社長執行役員に就任いたしました。

(3) 代表取締役副社長執行役員迫谷章は，任期満了により取締役を退任いたしました。

２．社外取締役田村浩章・内山田邦夫・野曽原悦子の３名につきましては，東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。

３．常勤の監査等委員を選定している理由は，社内事情に精通した者による重要な会議への出席，業務執行部門からの日常的な情報収集，内部監査部門等との緊密な連携により，監査の実効性を確保するためであります。

４．取締役（監査等委員）畝川寛は，当社およびグループ企業において経理業務を所管する担当役員等を経験しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5．取締役を兼務しない役付執行役員は，次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
伊　藤　豪　朗	常務執行役員	販売事業本部副本部長
山　下　正　洋	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．部長（立地），上関原子力立地プロジェクト長
神　田　　尚	常務執行役員	送配電カンパニー副カンパニー長
北　野　立　夫	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．部長（原子力管理）
田　村　典　正	常務執行役員	東京支社長
高　場　敏　雄	常務執行役員	人材活性化部門長
福　島　　透	常務執行役員	送配電カンパニー副カンパニー長

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は，非業務執行取締役である畝川寛，田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子との間に，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

⑶　取締役の報酬等

①取締役の報酬等の額

区　　分	人　数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員を除く）	12	471
取締役（監査等委員）	4	73
合　　計	16	544

（注）１．2016年６月28日開催の第92回定時株主総会決議による報酬限度額は，次のとおりであります。
⑴　月額報酬総額　取締役(監査等委員を除く）月額　45百万円以内
取締役(監査等委員）　月額　10百万円以内
⑵　賞与総額　取締役(監査等委員を除く）年額120百万円以内
なお，当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないこととといたしました。
２．上記のうち，社外取締役３名に対する報酬等の額は，36百万円であります。

②取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は，取締役会において，取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており，その内容は次のとおりであります。

ａ．方針

取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬は，以下の方針により決定する。

・　株主総会において承認された総額の範囲内で，経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。

・　株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく，短期的な業績に加え，中長期的な業績も考慮する。
・　基本報酬である月額報酬は，当社の経営環境や業績の状況，各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。
・　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は，会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため，当社の経営環境・業績を踏まえ，月額報酬とは別に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

b．手続

・　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は，社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
・　監査等委員である取締役の報酬に関する事項は，監査等委員会において決定する。

⑷　社外取締役の主な活動状況

氏　　名	地　　位	出席回数/開催回数（出　席　率）		発言状況
		取　締　役　会	監査等委員会	
田　村　浩　章	取締役 監査等委員	13回/13回 （100%）	13回/13回 （100%）	経験豊富な経営者の観点などから必要な発言を適宜行っております。
内山田　邦　夫	取締役 監査等委員	13回/13回 （100%）	13回/13回 （100%）	リスク管理に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。
野曽原　悦　子	取締役 監査等委員	13回/13回 （100%）	13回/13回 （100%）	弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。

4．当社の会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額（百万円）
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	80
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において，会社法に基づく監査報酬額と，金融商品取引法に基づく監査報酬額等とを区分しておらず，実質的にも区分できないため，①の金額には，これらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は，社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け，監査計画の内容，監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数，報酬単価）を確認し，審議した結果，これらについて適切であると判断したため，会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。
3．当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）は，当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶　非監査業務の内容

当社の子会社である株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスは，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託し，その対価を支払っております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は，会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合，会計監査人を解任いたします。

また，会計監査人の適格性，独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合，または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には，監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,924,092**	**固定負債**	**1,978,817**
電気事業固定資産	**1,300,537**	社債	738,398
水力発電設備	111,534	長期借入金	1,064,436
汽力発電設備	178,585	退職給付に係る負債	69,362
原子力発電設備	102,277	資産除去債務	91,841
送電設備	303,096	繰延税金負債	54
変電設備	143,361	その他の固定負債	14,724
配電設備	364,738		
業務設備	75,668	**流動負債**	**636,740**
休止設備	16,150	１年以内に期限到来の固定負債	307,920
その他の電気事業固定資産	5,125	短期借入金	67,645
その他の固定資産	**118,925**	支払手形及び買掛金	48,684
固定資産仮勘定	**950,721**	未払税金	16,009
建設仮勘定及び除却仮勘定	939,359	災害復旧費用引当金	919
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	11,361	その他の流動負債	195,561
核燃料	**159,103**		
装荷核燃料及び加工中等核燃料	159,103	**引当金**	**87,452**
投資その他の資産	**394,804**	渇水準備引当金	1,170
長期投資	112,243	原子力発電工事償却準備引当金	86,281
退職給付に係る資産	48,132		
繰延税金資産	81,652	**負債合計**	**2,703,009**
その他の投資等	152,918		
貸倒引当金（貸方）	△ 142		
		株主資本	**548,512**
		資本金	**185,527**
		資本剰余金	**17,048**
		利益剰余金	**384,711**
		自己株式	**△ 38,775**
		その他の包括利益累計額	**6,995**
		その他有価証券評価差額金	**10,258**
		繰延ヘッジ損益	**267**
		為替換算調整勘定	**△ 804**
		退職給付に係る調整累計額	**△ 2,726**
		非支配株主持分	**3,147**
流動資産	**337,572**		
現金及び預金	111,459	**純資産合計**	**558,655**
受取手形及び売掛金	132,776		
たな卸資産	58,592		
その他の流動資産	35,031		
貸倒引当金（貸方）	△ 288		
合計	**3,261,665**	**合計**	**3,261,665**

連結損益計算書

（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,357,449**	**営業収益**	**1,376,979**
電気事業営業費用	1,211,817	電気事業営業収益	1,224,535
その他事業営業費用	145,631	その他事業営業収益	152,443
営業利益	(19,530)		
営業外費用	**19,887**	**営業外収益**	**13,043**
支払利息	12,846	受取配当金	1,941
その他の営業外費用	7,041	受取利息	100
		持分法による投資利益	2,724
		固定資産売却益	1,573
		その他の営業外収益	6,703
当期経常費用合計	**1,377,337**	**当期経常収益合計**	**1,390,023**
当期経常利益	**12,685**		
渇水準備金引当又は取崩し	**△ 254**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 254		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**2,554**		
原子力発電工事償却準備金引当	2,554		
特別損失	**5,947**	**特別利益**	**10,456**
財産偶発損	231	有価証券売却益	10,456
災害特別損失	3,522		
事業撤退損	2,194		
税金等調整前当期純利益	**14,893**		
法人税等	**3,958**		
法人税等	4,680		
法人税等調整額	△ 722		
当期純利益	**10,935**		
非支配株主に帰属する当期純損失	**511**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**11,446**		

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,793,567**	**固定負債**	**1,954,950**
電気事業固定資産	**1,338,862**	社債	738,398
水力発電設備	112,714	長期借入金	1,055,503
汽力発電設備	180,038	長期未払債務	2,862
原子力発電設備	103,526	退職給付引当金	57,498
内燃力発電設備	2,745	資産除去債務	90,871
新エネルギー等発電設備	1,865	雑固定負債	9,816
送電設備	307,852		
変電設備	147,224	**流動負債**	**638,987**
配電設備	390,027	１年以内に期限到来の固定負債	306,688
業務設備	76,717	短期借入金	67,145
休止設備	16,150	買掛金	40,004
附帯事業固定資産	**66**	未払金	31,542
事業外固定資産	**3,787**	未払費用	73,529
固定資産仮勘定	**959,930**	未払税金	13,715
建設仮勘定	947,413	預り金	1,248
除却仮勘定	1,155	関係会社短期債務	65,181
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	11,361	諸前受金	38,171
核燃料	**159,103**	災害復旧費用引当金	912
装荷核燃料	7,034	雑流動負債	847
加工中等核燃料	152,068		
投資その他の資産	**331,817**	**引当金**	**87,452**
長期投資	108,852	渇水準備引当金	1,170
関係会社長期投資	88,166	原子力発電工事償却準備引当金	86,281
長期前払費用	19,240		
前払年金費用	48,812	**負債合計**	**2,681,389**
繰延税金資産	66,784		
貸倒引当金（貸方）	△ 39	**株主資本**	**397,891**
		資本金	**185,527**
流動資産	**291,557**	**資本剰余金**	**16,727**
現金及び預金	104,271	資本準備金	16,676
売掛金	110,420	その他資本剰余金	50
諸未収入金	3,777	**利益剰余金**	**234,018**
貯蔵品	47,124	利益準備金	46,381
前払金	5	その他利益剰余金	187,636
前払費用	3,394	海外投資等損失準備金	6
関係会社短期債権	16,430	特定災害防止準備金	62
雑流動資産	6,331	別途積立金	158,500
貸倒引当金（貸方）	△ 199	繰越利益剰余金	29,067
		自己株式	**△ 38,382**
		評価・換算差額等	**5,843**
		その他有価証券評価差額金	6,220
		繰延ヘッジ損益	△ 377
		純資産合計	**403,735**
合計	**3,085,124**	**合計**	**3,085,124**

損益計算書

（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,269,217**	**営業収益**	**1,280,501**
電気事業営業費用	1,238,075	電気事業営業収益	1,248,530
水力発電費	18,518	電灯料	413,015
汽力発電費	307,110	電力料	568,320
原子力発電費	51,120	地帯間販売電力料	2,370
内燃力発電費	3,215	他社販売電力料	73,130
新エネルギー等発電費	132	託送収益	27,689
地帯間購入電力料	2,328	事業者間精算収益	3,186
他社購入電力料	403,654	再エネ特措法交付金	147,907
送電費	50,387	電気事業雑収益	12,909
変電費	28,138		
配電費	100,174		
販売費	33,831		
休止設備費	2,274		
一般管理費	71,327		
接続供給託送料	409		
原子力廃止関連仮勘定償却費	4,271		
再エネ特措法納付金	129,272		
電源開発促進税	23,230		
事業税	9,581		
電力費振替勘定（貸方）	△ 906		
附帯事業営業費用	31,142	附帯事業営業収益	31,971
ＬＮＧ供給事業営業費用	25,943	ＬＮＧ供給事業営業収益	26,686
石炭販売事業営業費用	5,198	石炭販売事業営業収益	5,284
営業利益	(11,284)		
営業外費用	**18,555**	**営業外収益**	**14,179**
財務費用	12,944	財務収益	5,977
支払利息	12,345	受取配当金	5,890
社債発行費	599	受取利息	86
事業外費用	5,610	事業外収益	8,202
固定資産売却損	910	固定資産売却益	1,499
雑損失	4,700	雑収益	6,702
当期経常費用合計	**1,287,773**	**当期経常収益合計**	**1,294,681**
当期経常利益	**6,908**		
渇水準備金引当又は取崩し	△ **254**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 254		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**2,554**		
原子力発電工事償却準備金引当	2,554		
特別損失	**5,193**	**特別利益**	**10,456**
財産偶発損	231	有価証券売却益	10,456
災害特別損失	3,393		
関係会社事業損失	1,568		
税引前当期純利益	**9,871**		
法人税等	**1,360**		
法人税等	2,455		
法人税等調整額	△ 1,095		
当期純利益	**8,510**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月17日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松原　浩　平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾　﨑　更　三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　真　也　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，中国電力株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり，会社は，2019年４月26日の取締役会において，吸収分割を行うことを決議し，同日，吸収分割契約を締結した。

当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月17日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松原　浩　平	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾　﨑　更　三	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　田　真　也	㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，中国電力株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの2018年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり，会社は，2019年４月26日の取締役会において，吸収分割を行うことを決議し，同日，吸収分割契約を締結した。

当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は，2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）における取締役の職務の執行について，監査いたしました。その方法および結果につき，以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は，会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役，執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求めるとともに，下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針，職務の分担等に従い，会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上，重要な会議に出席し，取締役，執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年５月21日

中国電力株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）	畝　川　　寛 ㊞
監査等委員	田　村　浩　章 ㊞
監査等委員	内山田　邦　夫 ㊞
監査等委員	野曽原　悦　子 ㊞

（注）　監査等委員田村浩章，内山田邦夫および野曽原悦子は，会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案から第４号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は，株主のみなさまに対して１株につき50円の安定配当を継続することを，剰余金の処分にあたっての基本方針としております。

期末配当については，上記の基本方針に基づき，１株につき25円としたいと存じます。これにより，当年度における配当金は，昨年11月にお支払いしました中間配当とあわせて１株につき50円となります。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社株式１株につき金25円　総額8,612,622,050円

⑶　期末配当が効力を生じる日
　　2019年６月27日

第２号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

2015年６月に改正された電気事業法において，2020年４月までの送配電部門の法的分離が求められています。当社は，送配電事業の一層の中立性を確保しつつ，これまで培ってきた効率性や業務品質を維持していくため，発電事業および小売電気事業を担う当社を事業持株会社とし，送配電事業を子会社として分社する形で吸収分割を実施いたします。

当社は，送配電部門の法的分離後も，事業環境の変化や社会からの要請に対応し，引き続き効率的で競争力のある事業運営体制を構築していくことを通じて，中国電力グループ全体としての企業価値の向上を目指してまいります。

以上の目的のため，当社は，本年４月26日，本年４月１日付で設立した当社の100％子会社である中国電力ネットワーク株式会社との間で，当社が営む送配電事業等に関して有する権利義務を中国電力ネットワーク株式会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は，本吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

２．本吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

中国電力株式会社（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは，甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について，次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第１条　甲は，本件分割により，甲が営む一般送配電事業，離島における発電事業およびこれらに付帯関連する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第４条第１項に定める権利義務を乙に承継させ，乙は，これを承継する。

（当事者の商号および住所）

第２条　甲および乙の商号および住所は，次のとおりである。

⑴　甲（吸収分割会社）
　　商号　中国電力株式会社
　　住所　広島市中区小町４番33号

⑵　乙（吸収分割承継会社）
　　商号　中国電力ネットワーク株式会社
　　住所　広島市中区小町４番33号

（本件分割の効力発生日）
第３条　本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は，2020年４月１日とする。ただし，本件分割の手続の進行に応じて必要があるときは，甲および乙の合意により，これを変更することができる。
（承継する権利義務）
第４条　乙が本件分割により甲から承継する資産，債務，雇用契約その他の権利義務は，別紙「承継対象権利義務明細表」に定めるとおりとする。
２　前項に定める債務の承継は，免責的債務引受の方法による。ただし，効力発生日までに甲の不法行為によって生じた債務の承継は，重畳的債務引受の方法による。
（本件分割の対価）
第５条　乙は，本件分割に際して普通株式908万1,200株を発行し，そのすべてを甲に対して割当交付する。
（乙の資本金および準備金の額）
第６条　本件分割により増加する乙の資本金および準備金の額は，次のとおりとする。
⑴　資本金　金199億9,000万円
⑵　資本準備金　金49億9,000万円
⑶　利益準備金　金０円
（株主総会の承認）
第７条　甲および乙は，効力発生日の前日までに，各々の株主総会において，本契約および本件分割に必要な事項に関する承認を求める。
（競業避止義務）
第８条　甲は，効力発生日以降であっても，本件事業に関して競業避止義務を負わない。
（本契約の変更または解除）
第９条　本契約締結後，効力発生日までの間において，天災地変その他の事由により甲または乙の資産または経営に重大な変動が生じたときその他の本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは，甲および乙は，協議のうえ，本契約を変更または解除することができる。
（本契約の失効）
第10条　本契約は，効力発生日の前日までに第７条に定める承認が得られなかったとき，または本件分割の実行のために必要となる法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときは，その効力を失う。
（協議事項）
第11条　本契約に定めのない事項で本件分割に関して必要なものは，本契約の趣旨に従い，甲乙協議のうえ，これを定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各々１通を保有する。

2019年４月26日

甲　広島市中区小町４番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員　清水　希茂　　㊞

乙　広島市中区小町４番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長　　松岡　秀夫　　㊞

（別紙）

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産，債務，雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は，次のとおりとする。ただし，承継対象権利義務のうち資産および債務は，甲の2019年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし，これに効力発生日の前日までの増減を加除して確定する。

１．資産

⑴　固定資産

①　本件事業に属する有形固定資産，無形固定資産，投資その他の資産。ただし，次に掲げるものを除く。

イ　送配電機能を有する制御システム以外のソフトウェア

ロ　著作権以外の知的財産権

②　主として本件事業のために利用している事業所等の建物（区分所有権を含む。），設備等

③　島田ビル，岡山支社，光町寮および宇品ビルならびに国泰寺変電所および旧国泰寺寮が存する土地の本件事業のために使用している割合に応じて算定される持分

④　株式会社電力サポート中国の株式

⑵　流動資産

本件事業に属する現金および預金，売掛金，諸未収入金，貯蔵品その他の流動資産

2．債務

⑴　固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他の固定負債。ただし，社債および借入金を除く。

⑵　流動負債

本件事業に属する買掛金，未払金，未払費用，諸前受金その他の流動負債。ただし，社債，借入金およびコマーシャル・ペーパーを除く。

3．雇用契約

効力発生日において，本件事業を営む部門に帰属する甲の従業員（事務系従業員を除く。雇用形態を問わず，出向者および休職者を含む。）に係る雇用契約上の地位およびこれに付随する権利義務

4．契約上の地位および権利義務

⑴　雇用契約以外の契約

本件事業に属する売買，請負，業務委託，賃貸借，リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務（上記1．および2．の定めによって乙に承継される資産または債務に係る契約におけるものを含む。）。ただし，上記1．および2．の定めによって乙に承継されない資産または債務に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務を除く。

⑵　許認可等

効力発生日において，甲が本件事業に関連して保有している許可，認可，承認，登録，届出等のうち，甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの。ただし，引き続き甲が保有する必要があるものを除く。

5．除外

承継対象権利義務のうち，本契約締結後に法令その他の規制により承継が不可能であることが判明したものは，承継対象権利義務から除外する。

以上

3．吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

⑴　株式の数の相当性

中国電力ネットワーク株式会社は，本件分割に際して，普通株式908万1,200株を新たに発行し，そのすべてを当社に対して割当交付いたします。

吸収分割承継会社が吸収分割会社の100％子会社であり，また，吸収分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが吸収分割会社に対して交付される場合は，当該株式の数を任意に定めることができるものと認められています。本件分割に際して当社に対して交付される株式の数につきましては，中国電力ネットワーク株式会社の１株当たりの純資産の額等を考慮して決定したものであり，相当であると判断しております。

⑵　資本金および準備金の額の相当性

中国電力ネットワーク株式会社が本件分割に際して増加させる資本金および準備金の額は，次のとおりであり，本件分割後における中国電力ネットワーク株式会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資本金　金199億9,000万円

資本準備金　金49億9,000万円

利益準備金　金０円

4．吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸　借　対　照　表

2019年４月１日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（純資産の部）	百万円
流動資産	**20**	**株主資本**	**20**
現金及び預金	20	**資本金**	**10**
		資本剰余金	**10**
		資本準備金	10
合計	**20**	**合計**	**20**

5．吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分，重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6．当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分，重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

（参考）本件分割のイメージ

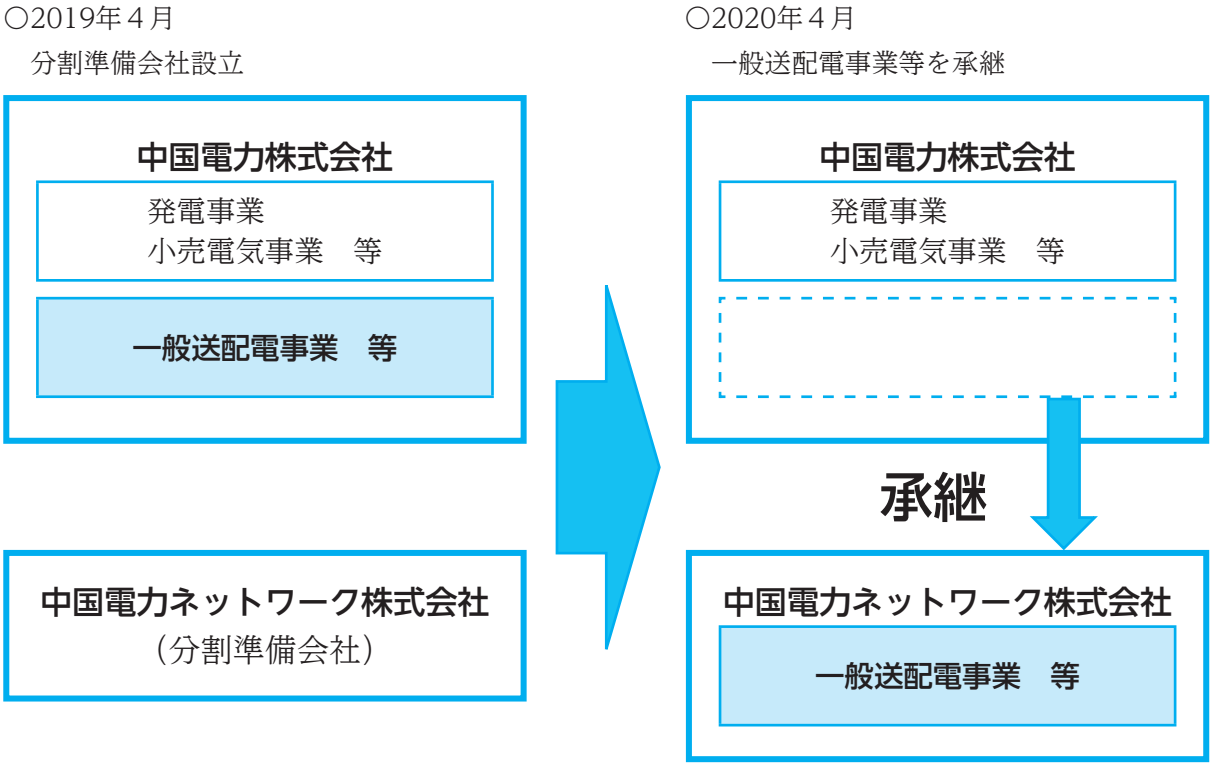

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

今後の事業展開に備えるため，現行定款第２条（目的）第１項について，事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は，次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	**第１章　総　則**
（目　的）	（目　的）
第２条　本会社は，次の事業を営むことを目的とする。	第２条　本会社は，次の事業を営むことを目的とする。
(1)　電気事業	(1)　〈現行どおり〉
(2)　電気機械器具の製造および販売	(2)　〈現行どおり〉
(3)　温水，冷水，蒸気等の熱供給事業	(3)　〈現行どおり〉
(4)　蓄熱式空調・給湯装置等の製造，販売，リース，設置，運転および保守	(4)　〈現行どおり〉
(5)　ガス・石炭等燃料の供給・販売および輸送	(5)　〈現行どおり〉
〈新　設〉	(6)　エネルギー資源の開発，採掘，加工
(6)　電気通信事業	(7)　〈現行どおり〉
(7)　情報処理，情報提供サービスならびにソフトウェアの開発および販売	(8)　〈現行どおり〉
(8)　不動産の売買，賃貸借および管理	(9)　〈現行どおり〉
(9)　居宅サービス事業，居宅介護支援事業および老人ホームの運営	(10)　〈現行どおり〉
(10)　石炭灰等の電力副産物およびそれを原材料とする製品の製造，販売	(11)　〈現行どおり〉
〈新　設〉	(12)　土木および建築工事の企画，調査，設計，施工および施工監理
(11)　前各号ならびに環境保全に関するコンサルティングおよび技術・ノウハウの販売	(13)　〈現行どおり〉
(12)　前各号に付帯関連する事業	(14)　〈現行どおり〉

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（11名）は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査等委員である取締役を除く取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお，監査等委員会から，本議案については，監査等委員である社外取締役３名が出席する指名委員会での審議を経て，取締役会において適切に決定されており，特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
1	かりた　ともひで 苅　田　　知　英 （1948年８月17日生） 37,125株	1972年４月　当社入社 2005年６月　当社取締役経営企画部門部長（経営計画） 2006年６月　当社常務取締役経営企画部門長 2007年２月　当社常務取締役経営企画部門長，企業再生プロジェクト長 2008年２月　当社常務取締役経営企画部門長 2008年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 2010年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長， 原子力強化プロジェクト長 2011年６月　当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長 2013年６月　当社取締役社長 2016年４月　当社取締役会長 2016年６月　当社代表取締役会長　（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人中国経済連合会会長
	【取締役候補者とした理由】 取締役会議長として，当社の経営方針・計画の決定に主導的役割を担っております。経験に裏付けられた的確な観点から業務執行の監督を総括しており，当社のガバナンス向上とともに，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。	

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
2	しみず　まれしげ 清　水　希　茂 （1952年２月19日生） 33,600株	1974年４月　当社入社 2009年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長 2011年６月　当社取締役副社長コンプライアンス推進部門長，エネルギア総合研究所長 2012年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長 2013年６月　当社取締役副社長電源事業本部長 2016年４月　当社取締役社長 2016年６月　当社代表取締役社長執行役員　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 経営全般に関する豊富な知見に加え，柔軟な発想を活かし，社長執行役員として業務執行を統括しております。海外事業など収益力の強化に向けた取り組みを着実に進めており，強いリーダーシップのもとで経営のかじ取りが期待できることから候補者としております。	
3	おがわ　もりよし 小　川　司　徳 （1954年８月25日生） 15,500株	1978年４月　当社入社 2012年６月　当社常務取締役人材活性化部門長 2016年６月　当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当，考査部門長，人材活性化部門長，原子力強化プロジェクト長 2017年10月　当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当，調達本部長，人材活性化部門長，原子力強化プロジェクト長 2018年６月　当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当，調達本部長，原子力強化プロジェクト長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 グループ大での効率的な資金・資機材の調達に加え，的確な判断力と強い実行力を活かし，原子力安全文化の醸成等にも成果をあげております。その実績と豊富な知見により，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。	

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
4	ひらの　まさき 平野　正樹 （1953年４月23日生） 11,800株	2006年１月　経済産業省通商政策局通商交渉官　（2006年７月退官） 2006年７月　電気保安協会全国連絡会議専務理事（2009年６月退職） 2009年６月　当社執行役員経営企画部門部長（電源調達） 2011年６月　当社上席執行役員経営企画部門部長（設備・技術） 2012年６月　当社上席執行役員環境部門長 兼．エネルギア総合研究所長 2013年６月　当社常務取締役環境部門長，情報通信部門長， エネルギア総合研究所長 2015年６月　当社常務取締役国際事業部門長，環境部門長， エネルギア総合研究所長 2016年６月　当社取締役常務執行役員国際事業部門長，環境部門長， エネルギア総合研究所長 2017年10月　当社取締役常務執行役員国際事業部門長， エネルギア総合研究所長 2018年６月　当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長 （現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 社内外で幅広い業務経験・人脈を活かし，当社の特徴を踏まえた電源の競争力の強化に手腕を発揮しております。優れた先見性と大局的な考察力を活かし，当社の持続的な成長に向けた的確な業務運営が期待できることから候補者としております。	
5	まつおか　ひでお 松岡　秀夫 （1955年９月30日生） 12,400株	1979年４月　当社入社 2014年６月　当社常務取締役流通事業本部長 2015年６月　当社常務取締役流通事業本部長，情報通信部門長 2016年６月　当社取締役常務執行役員流通事業本部長，情報通信部門長 2017年10月　当社取締役常務執行役員送配電カンパニー長， 情報通信部門長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 分社化後を見据えた電力システム改革への対応を着実に進めるとともに，ＩＴ戦略の構築や情報セキュリティの強化にも主導的役割を担っております。豊富な業務経験のもとで培われた優れた洞察力と論理的考察力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。	

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
6	いわさき　あきまさ 岩　崎　　昭　正 （1956年３月21日生） 13,700株	1979年４月　当社入社 2014年６月　当社執行役員電源事業本部部長（原子力管理） 2015年６月　当社常務取締役電源事業本部部長（原子力管理） 2016年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部部長（原子力管理） 2017年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 原子力発電所の稼働に向けた新規制基準適合性審査対応，地域との信頼関係構築等に誠実に取り組んでおります。優れた判断力と実行力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。	
7	あしたに　しげる 芦　谷　　茂 （1956年４月７日生） 13,652株	1979年４月　当社入社 2013年６月　当社執行役員鳥取支社長 兼．電源事業本部島根原子力本部副本部長 2016年６月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長 2017年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長 2018年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長，国際事業部門長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 国内での販売・収益確保が厳しさを増す中，海外事業において収益の拡大，事業体制の強化等に取り組んでおります。前向きな姿勢で組織力を向上させることに長けており，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。	

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
8	しげとう　たかふみ 重　藤　　隆　文 （1957年３月23日生） 13,000株	1979年４月　当社入社 2014年６月　当社執行役員東京支社長 2016年６月　当社常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長 2017年６月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長 2017年10月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス推進部門長，考査部門長，管財部門長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 コンプライアンス最優先の業務運営の推進，効率的かつ適正な業務運営の確保において中核的役割を担っております。誠実かつ緻密な業務運営，当社ガバナンス強化への貢献が期待できることから候補者としております。	
9	たきもと　なつひこ 瀧　本　　夏　彦 （1957年６月６日生） 6,400株	1981年４月　当社入社 2012年６月　当社執行役員経営企画部門部長（経営計画） 2017年６月　当社常務執行役員経営企画部門長 2018年６月　当社取締役常務執行役員経営企画部門長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 震災後の著しい経営環境変化の下，経営企画部門において当社経営のあり方を描く中核的役割を担っております。多面的かつ即応性の高い思考・分析能力を活かして，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。	

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
10	やました　まさひろ 山　下　　正　洋 （1956年３月17日生） 10,100株 新任	1980年４月　当社入社 2012年６月　当社執行役員電源事業本部部長（立地） 2015年６月　当社上席執行役員電源事業本部部長（立地） 2016年６月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長 兼．部長（立地）， 上関原子力立地プロジェクト長　（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 立地部門を中心とした豊富な経験と知見をもとに，電源立地点における地域からの信頼獲得に成果をあげております。粘り強さと責任感を活かした適切な業務運営が期待できることから新たに候補者としております。	
11	かんだ　ひさし 神　田　　尚 （1957年12月14日生） 7,900株 新任	1980年４月　当社入社 2013年６月　当社執行役員お客さまサービス本部部長（営業） 2015年10月　当社執行役員お客さまサービス本部副本部長 兼．部長（ネットワーク営業） 2017年６月　当社常務執行役員お客さまサービス本部副本部長 兼．部長（ネットワーク営業） 2017年10月　当社常務執行役員送配電カンパニー副カンパニー長 兼．部長（ネットワークサービス） 2018年６月　当社常務執行役員送配電カンパニー副カンパニー長 （現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 営業部門での豊富な業務経験で培われた判断力，実行力をもとに，電力の小売全面自由化や送配電部門の法的分離対応では中核的役割を担っております。精力的で，軸のぶれないリーダーシップを活かした的確な業務運営が期待できることから新たに候補者としております。	

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．重藤隆文氏は，2019年６月25日開催予定の㈱中電工の定時株主総会の承認をもって，同社社外監査役に就任する予定であります。

＜株主提案（第５号議案から第９号議案まで）＞

第５号議案から第９号議案までは，株主（75名）からのご提案によるものであります。
なお，提案株主の議決権の数は，693個であります。

第５号議案　定款一部変更の件（１）

送配電部門の法的分離

▼提案の内容

定款に第８章として，「送配電部門の法的分離」を追加する。

第８章　送配電部門の法的分離

第４２条　送配電の分離によって設立される送配電会社は，次の内容を分離契約に定めて実施する。

２　会社商号は，「西日本電力ライフライン株式会社」とする。

３　送配電事業は，中立・公平で透明性の高い業務運営が求められていることから「低廉な料金」と「良質な電力の安定供給」を両立していくことを基本に，ユニバーサルサービスであることを明記する。

４　新電力会社には，託送料の中に福島原発事故関連費と原子力発電コストを押し付けない。

５　分離形態を「所有権分離」とする。

▼提案の理由

送配電事業の分離にあたって新たに設立される送配電会社は，独立した承継会社とはいえ，中立性・公平性を確保することが強く求められます。そのことが電力消費者・新電力会社にも，一目で分かるようにしなければなりません。

分社後の社名を「中国電力ネットワーク株式会社」としているようですが，これでは中国電力の一部門という印象を免れられません。中国地方には新電力会社を始め，他の地域電力会社からも多くが電力事業に参入しています。そのためには，提案のとおり「西日本電力ライフライン」とすることが適切であります。

社会インフラである電力は，公益性のある事業であり，地域によって送配電事業に料金などの差があることは許されません。

また新電力会社に，福島原発事故関連費や原子力発電コストを託送料として押し付けることは論外です。

現時点においては「法的分離」はやむを得ないとしても，出来るだけ速やかに「所有権分離」とされることです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

送配電部門の一層の中立性確保という社会の要請に対しては，2015年６月に改正された電気事業法に基づき，送配電部門の法的分離を実施するとともに，人事，取引等に係る行為規制に適切に対応してまいります。社名につきましては，一般送配電事業を行う事業者であることを外形的に判断できる名称として，「中国電力ネットワーク株式会社」と定めております。

託送料金については，今後も「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」等の関係法令に基づき，適切に算定してまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第６号議案　定款一部変更の件（２）

原子力発電事業から完全撤退を行う

▼提案の内容

定款に第９章として，「原子力発電事業から完全撤退を行う」を追加する。

第９章　原子力発電事業から完全撤退を行う

第４３条　電気事業として，原子力発電を行わない。

２　島根原発２号機は再稼働をせず，廃炉とする。

３　島根原発３号機は規制基準適合性審査を受けず，研究施設とする。

４　計画中のものは直ちに中止する。

５　原子力発電の新規計画はしない。

▼提案の理由

当社は，島根原発を新規制基準に適合させるため，約５０００億円をかけて事故対策工事を進めていますが，それでも福島原発事故レベルの事故が起きることをゼロにすることは不可能です。

その際の経済的な損害に対する賠償，広範囲の住民に対する賠償，事故処理費用は膨大なものになります。

福島原発事故においては，賠償金の累計は８兆７６８０億円，事故処理費用は今後５０兆から７０兆円にも及ぶとの試算も出されていますが，実際にはどこまで膨らむのか見通すこともできません。

事故によって東京電力は経営危機に陥り，事実上国有化されています。しかし，これからの経営再建への道は極めて厳しく，険しさが増しています。電力会社の統廃合がささやかれる中，一地方の電力会社である当社に対して，事故処理費用の財政的支援を求めることは極めて甘すぎると断じざるを得ません。

経営上の巨大なリスクを避けるためにも，原子力発電からの完全撤退は不可欠です。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

資源の乏しいわが国において，将来にわたり電力を安定的かつ低廉にお届けしていくためには，特定のエネルギー源に過度に依存することなく，各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが重要であります。

原子力は，安全の確保を大前提に，安定供給，経済性，環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり，当社としては，島根・上関の両地点において，新たな知見にも適切に対応しながら安全確保に万全を期し，みなさまに安心していただける発電所となるよう引き続き取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（３）

使用済み核燃料の再処理は行わない

▼提案の内容

定款に第１０章として，「使用済み核燃料の再処理は行わない」を追加する。

第１０章　使用済み核燃料の再処理は行わない

第４４条　使用済み核燃料の再処理は行わない。

２　使用済み核燃料は運び出さない。

３　島根原子力発電所から出る放射性廃棄物は，当社の責任において保管管理する。

▼提案の理由

原子力発電所から出される使用済み核燃料には，放射能が何万年以上も残る半減期の長い放射性物質が含まれています。

１９９３年から建設が開始された青森県六ヶ所再処理工場は，現時点では完成の見通しが立っていません。

島根原発の使用済み核燃料プールの空き容量はひっ迫し，原発の再稼働や新規立地が進めばその量は増え続けます。そのために中間貯蔵施設の建設も，計画しなければならないことになります。

さらに日本では，再処理された高レベル放射性廃棄物は，地層処分されることが法律で定められていますが，日本は，世界有数の火山・地震国であり，何万年も安全に高レベル放射性廃棄物を十分管理できる地域は存在しません。

原子力発電所の運転は，１０万年後の子々孫々まで放射能汚染の危険を強いるものであり，福島第一原発事故の教訓を踏まえるならば，島根原発から生み出される放射性廃棄物は，当社の責任で目の届く範囲で，保管管理するようにします。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

わが国のエネルギー基本計画においては，エネルギー資源の有効利用，高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から，原子燃料サイクルを推進することが基本的方針として示されています。当社としても，この方針に基づき，原子燃料サイクルの推進に取り組んでまいります。

高レベル放射性廃棄物等の最終処分については，「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき，地下の安定した地層に処分することとされており，国が前面に立って取り組む方針が示されています。廃棄物の発生者である当社としても，国や事業主体である原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）等と連携しながら，一層の理解活動に取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（４）

原子力発電所の原子力安全協定及び事故時避難計画の策定

▼提案の内容

定款に第１１章として，「原子力発電所の原子力安全協定及び事故時避難計画の策定」を追加する。

第１１章　原子力発電所の原子力安全協定及び事故時避難計画の策定

第４５条　運転・稼働等にあたっては関係自治体と原子力安全協定を締結する。

第４６条　島根原子力発電所に関する原子力安全協定は，ＵＰＺ（緊急時防護措置準備区域）に当たる原発周辺３０ｋｍ圏内にある島根・鳥取県内の自治体，出雲・安来・雲南・境港・米子の各市とは，事前了解並びに立ち入り調査を行えるものとする。

第４７条　広域避難を受け入れる，鳥取県，岡山県，広島県とも事前了解を得るものとする。原子力安全協定も立地自治体に準じて締結する。

第４８条　原子力災害に備えて，関係自治体が策定している事故時避難計画に全面的に協力するとともに，その費用は当社が全額負担する。

▼提案の理由

島根原発を持ち運転しようとしているのは誰ですか。当社です。原発が無ければ，事故によって多くの人が避難したり，放射能汚染で住むことができなくなることはないのです。当社は事故発生当事者として，全ての責任を取れるのですか。

島根原発で事故が起こった場合，周辺３０ｋｍ圏内に住む約４７万人は，避難をすることになります。避難者は，島根県内だけでなく隣りの，鳥取・岡山・広島の各県に避難しなければなりません。

そのために島根県は「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し，２０１４年５月に島根県知事は広島県と岡山県との間で「原子力災害時等における広域避難に関する協定」を締結しています。

これは事故を発生させる当社が，当然やっておくべきことなのです。しかし，現在その責任は自治体に任せきりです。そんなことが許されるのでしょうか。

そして運転にあたっては事前了解権や立ち入り調査は，避難受け入れの各県も持つべきです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は現在，立地自治体である島根県，松江市に加え，周辺自治体である１県５市と安全協定を締結しております。この周辺自治体との協定の運用にあたっては，立地自治体と同様の対応をさせていただいており，協定のあり方についても，様々な場で議論が行われている情勢等を踏まえ，引き続き，誠意をもって協議をさせていただきたいと考えております。

また，原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画を作成しており，この中で，関係自治体に対し，防災上必要な要員の派遣および防災資機材の提供その他必要な措置を講じることとしております。

さらに，現在，内閣府が主催する島根地域原子力防災協議会において，広域避難計画の実効性向上に向けた協議・検討が行われているところであり，当社としては，こうした場などでの関係自治体等からのご要望等に対し，真摯に対応してまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第９号議案　定款一部変更の件（５）

再生可能エネルギー活用促進

▼提案の内容

定款に第１２章として，「再生可能エネルギー活用促進」を追加する。

第１２章　再生可能エネルギー活用促進

第４９条　原子力発電を基幹電力とすることを廃止する。

第５０条　再生可能エネルギーの普及・拡大に努める。

▼提案の理由

福島原発事故以来，安全対策費用が高騰したことや放射性廃棄物の処理が停滞していることなどが原因で，原発は世界で急速に競争力を失い，斜陽産業となっています。

また，地球温暖化防止のため，２０１５年パリ協定が採択され，「脱炭素化」に向かっている世界では，化石燃料からの脱却も重要になってきています。

一方，風力や太陽光などの再生可能エネルギーが将来の主流になるのは間違いなく，国際エネルギー機関（ＩＥＡ）ですら，昨年の「世界エネルギー見通し」で２０４０年に世界の再生エネルギー発電量が全体の４１％まで拡大するとしています。

再生エネルギーでの発電は，抑制せずに全量買い取り使用することにして，原発優先の給電システムを見直し，送電網の有効活用を図ります。

原発再稼働による事故への不安や，増大する多額の経費を消費者に転嫁するのではなく，安全な再生可能エネルギー拡大に努めることが，経営上最優先されることなのです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，国のエネルギー基本計画などを踏まえ，安全の確保を大前提に，経済性だけではなく，長期的なエネルギーセキュリティ，地球温暖化問題への対応等も勘案し，バランスのとれた電源構成の実現を目指した電源開発計画を策定しております。

また，水力，太陽光，風力等の再生可能エネルギーについても，CO_2排出抑制の観点から貴重なエネルギーと認識しており，再生可能エネルギーが持つ特有の技術的課題の解決を図りながら，グループ一体となって導入拡大に取り組んでおります。

なお，送配電設備の有効活用については，国や電力広域的運営推進機関における議論も踏まえつつ，再生可能エネルギー等の電源がより多く系統接続できるよう，引き続き取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

以　上

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内

会　　場　　広島市中区小町４番33号
当社本店（大会議場）

最寄り電車・バス停　「中電前」

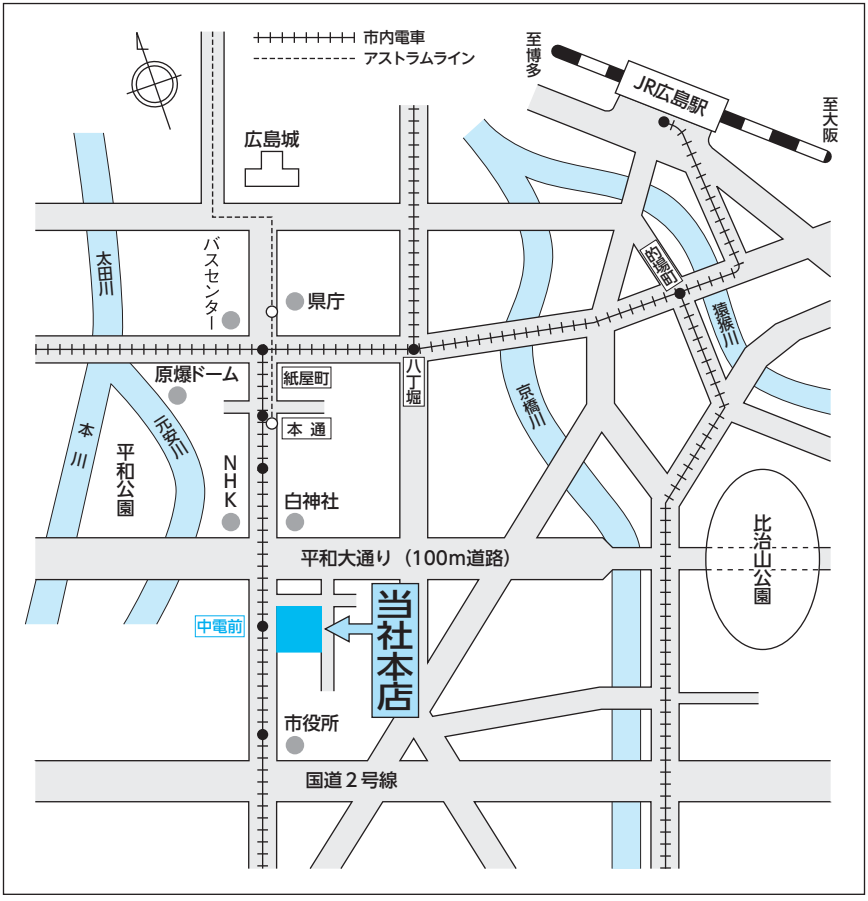

公共交通機関等をご利用いただき，お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。